

太宰府市 事業者応援ガソリン券を発行します

原油価格・物価高騰等を踏まえ、市内事業者の経済的負担を軽減し事業継続を支援する「太宰府市事業者応援ガソリン券」です。

対象事業者

令和4年10月1日現在において、太宰府市内に店舗・事業所等を有し、事業活動による営業収益があり、引き続き事業を行っている事業者(企業規模や本店・支店等は問いません)。ただし、収益事業を行わない公益法人、人格のない社団、公共法人等は除きます。

交付額

1事業者 **2万円**

(1枚1,000円×20枚のガソリン券を交付します)

※市内に複数の支店、事業所等がある場合でも1事業者とします。

交付方法

申請後に書類審査を行い、12月初旬から順次簡易書留郵便にて送付します。(直接受取の必要があります)

使用期間

令和4年**12月12日**(月)～令和5年**2月28日**(火)

使用できる燃料

ガソリン・軽油

使用可能店舗

	ガソリンスタンド名	住所	ガソリン券利用可能時間
1	あぶらや市場 太宰府店	五条1-14-20	午前9時～午後7時 (店休日:水曜日)
2	筑陽石油株式会社 太宰府SS	五条1-16-1	午前7時～午後9時10分(月曜日～土曜日) 午前8時30分～午後7時(日曜日・祝日)
3	JASS-PORT太宰府	五条2-1-1	午前6時30分～午後10時
4	喜多村石油(株) Dr.Drive セルフ水城店	水城3-1-11	午前10時～午後7時
5	セルフ太宰府5号線SS	吉松3-6-1	24時間利用可
6	アイビー石油 キーパーラボ青葉台店	吉松3-21-15	午前7時～午後10時

申請期間

令和4年**11月15日**(火)～**12月26日**(月)

申請方法

(ガソリン券の交付を受けるには申請が必要です。)

①オンライン申請(二次元コードから)

<https://amarys-jtb.jp/dazaifu-gasoline/>

11月15日(火)午後3時～オンライン申請受付開始



②郵送申請(12月26日必着)

申請書は太宰府市産業振興課及び商工会窓口にて配架・市ホームページ掲載

※申請に必要な添付書類については、裏面に記載。

申請先・問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)



太宰府市事業者応援ガソリン券発行事務局

住所:〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場2-9-8

シマノ住友生命ビル3階(株)JTBビジネストランスフォーム内

電話番号:06-4708-7154 受付時間:平日午前10時～午後5時

事業全般に関する問い合わせは、太宰府市産業振興課。電話番号:092-921-2121

申請に必要な書類 ※オンライン申請の場合は2～5をアップロード

オンラインの場合:専用申請申込サイトにて申請及び誓約事項を入力

1 郵送申請の場合 :太宰府市事業者応援ガソリン券発行申請書兼誓約書

事業者である代表者の確認書類

(1)個人事業主の場合※下記のいずれか

- ・運転免許証(両面)(返納している場合、運転経歴証明書で可)
- ・個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)
- ・写真付きの住民基本台帳カード(表面のみ)
- ・在留カード、特別永住者証明、外国人登録証(両面)
※在留の資格が特別永住者のものに限る。
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
※手帳様式は全ページ、カード様式は両面
- ・上記以外の場合は、住民票の写し

2

(2)法人の場合

- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
※申請内容と相違がある場合、最新の登記簿謄本を提出してください。

市内に事業所等が存在していること・営業収益があることの確認書類

(1)個人事業主の場合

○令和3年以前から事業活動を行っている個人事業主

- ・税務署に提出し受け付けられた令和3年分確定申告書及び収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し(以下、「確定申告書類の写し」という。)

※受付結果を確認できること。受付印、受信通知、納税証明(その2所得金額用)など。

※確定申告書類の写しの事業所住所欄に太宰府市内の住所の記載がない場合や既に他市町村で事業活動を行っており、令和4年1月1日以後に太宰府市内に移転等により事業活動を開始した場合は、5(1)の書類等を追加で添付してください。

3

○令和4年1月1日以降に開業(創業)した個人事業主

- ・税務署に提出し受付られた個人事業の開業・廃業等届出書の写し
※納税地又は住所地・事業所等欄に太宰府市内の住所の記載がない場合は、5(1)の書類等を追加で添付してください。
- ・令和4年10月分の売上台帳(事業収益を確認するため)

(2)法人の場合※下記のいずれか

- ・太宰府市市民生活部税務課に提出し受け付けられた太宰府市法人市民税確定申告書の写し
- ・太宰府市市民生活部税務課に提出し受け付けられた太宰府市法人市民税予定申告書の写し
- ・太宰府市発行の営業証明書
- ・法人税市民税の申告期限を迎えていない場合は、太宰府市市民生活部税務課に提出し受付られた法人市民税設立・開設届出書の写し

車両を保有していることの確認書類

4

- ・事業に使用する保有車両1台分の自動車検査証等の写し*複数台保有されている場合でも1台分の提出
- ・事業に使用する保有車両が総排気量250cm³以下の自動二輪車及び原動機付自転車の場合は保有車両1台分の自賠責保険証の写し

その他市長が必要とする書類

(1)個人事業主の場合で、確定申告書類の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書の事業所所在欄で太宰府市内の所在地が確認できない場合の追加提出書類等

- ・市内の店舗等を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し(市内の店舗所在地、契約日、契約者の記名捺印が確認できるもの)
- ・自宅以外の市内の自己所有の物件に事務所等を設置している場合は、以下の書類等すべて
ア. 令和4年10月分の公共料金等の事務所等所在地の記載が確認できる請求書等
イ. HPやチラシ等で営業実態が確認できる書類
ウ. 店舗の屋号、看板等営業していることが確認できる写真

5

(2)主たる収入を雑所得や給与所得で確定申告した個人事業主等の追加提出書類等

※個人事業主の場合で、事業収入を得てはいないが、主たる収入を雑所得、給与所得で確定申告したフリーランス等の場合は、以下の書類すべてを提出してください。

- ア. 業務委託契約書の写し
※契約内容、契約期間、報酬の記載があるもの
※「雇用契約」、「労働契約」など契約書の名称が明らかに個人事業としての事業活動によらないと考えられるものは認められない。
- イ. アの業務委託契約に関する収入が確認できる書類(支払調書、源泉徴収票、通帳の写し等)
- ウ. 国民健康保険証(表面のみ)の写し